

**静岡県告示第63号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により、池ノ沢土地改良区（静岡市）の設立を令和2年2月3日認可した。

なお、同法第10条第1項の認可のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として認可処分の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年2月7日

静岡県知事 川 勝 平 太